

# 伊達市ブランドメッセージロゴマーク 取扱いマニュアル



#**幸**せが  
じゅずつなぎに  
なるまち**伊**達

令和3年 10 月

伊達市



#幸せがじゅずつなぎになるまち**伊達**

## 伊達市ブランドメッセージロゴマーク**ご利用**ください！

### はじめに

伊達市のブランドメッセージ「#幸せがじゅずつなぎになるまち 伊達」は、一般公募で参加した市民により組織されたシティプロモーション市民ワークショップにて考案された候補の中から総選挙により決定しました。市民の皆さま、総選挙の参加者に参加された皆様と協働で作った本市の魅力を伝える伊達市らしいメッセージです。

ブランドメッセージは、本市に関わる人が市に親しみや誇りを感じることや、市内外の多くの人に本市の魅力を伝えられるようにシティプロモーション活動を馴染みやすくするためのキャッチコピーです。

このブランドメッセージを効果的に発信していくためロゴマークを作成しました。

### ロゴマークに関する基本的な考え方

1. 使用料は**無料**！
2. **市民や法人・団体の皆さま**も使用可能！
3. 利用は**申請不要**！

※営利目的の場合等は除く。

ただし、伊達市ブランドメッセージロゴマークの使用にあたって使用条件などがありますので、**必ず以下の内容を確認の上、ご使用ください。**

また、取り扱いに関する詳細は、「伊達市ブランドメッセージロゴマーク取扱要領」(以下、取扱要領)や「伊達市ブランドメッセージ VIガイドライン」(以下、ガイドライン)をご確認ください。

### ロゴマークのデータ

伊達市ホームページより画像データ(png形式、jpg形式)をダウンロードして使用してください。ai形式が必要な方は、秘書広報課までお問い合わせください。



# **幸**せがじゅずつなぎになるまち**伊**達

## ロゴマークの種類

### ① 基本デザイン



### ②



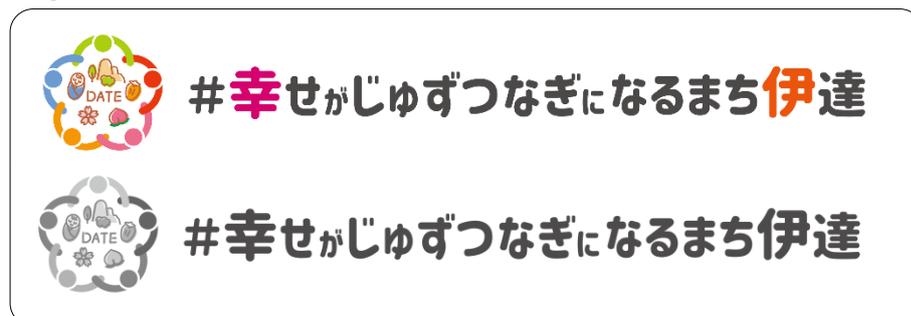
### ③



### ④



### ⑤





## 使用方法

下記のような使用が可能です。その他にも様々な場面でお使いいただけます。

共通	ポスター、のぼり、パンフレット(広報紙・冊子・案内書など)、ホームページ、SNS、メール、写真、動画、手紙・はがき、封筒、名刺・名札など
町内会・自治会等	回覧板、町内会報など
学校	ポスター、プリントなど
商店・店舗	チラシ、メニュー、包装紙、看板など
企業	会社案内、社用車、備品など
商品 ※要申請	食品、衣料品、雑貨、文房具、シール、商品ラベル、LINEスタンプなど

## ロゴマークの取扱い条件

### 1. ロゴマークのガイドラインについて

- ・最小サイズや余白の指定
- ・カラーの指定
- ・比率の変更はしない

といったロゴマークの利用にあたっての基本的な取り決めを記載しています。ロゴマークの使用にあたっては、このガイドラインを遵守してください。

### 2. 申請が不要になる場合

以下の項目に該当する場合は、申請不要でロゴマークを使用できます。

- (1)伊達市が使用するとき。
- (2)学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- (3)報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4)国又は他の地方公共団体が使用するとき。
- (5)法人・団体等が観光の振興又は産業振興の目的で使用するとき。
- (6)伊達市の町内会、自治会等の住民組織が、地域への奉仕活動又は地域活性化につながる活動において使用するとき。
- (7)個人が非営利目的で情報発信等に使用するとき。
- (8)その他市長が使用を適当と認めたとき。



## #幸せがじゅずつなぎになるまち伊達

### 3. 使用できない場合

以下の項目に該当する場合は、ロゴマークの使用はできません。

- (1)法令及び公序良俗に反する、又は反するおそれがあるとき。
- (2)政治、思想若しくは宗教の活動に使用、又は使用するおそれがあるとき。
- (3)不当な利益を得るために使用、又は使用するおそれがあるとき。
- (4)自己の商標、意匠等として独占的に使用、又は使用するおそれがあるとき。
- (5)市の信用若しくは品位を傷つける、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (6)ブランドメッセージのイメージを損なう、又は損なうおそれがあるとき。
- (7)市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき。
- (8)その他市長が使用について不適切であると認めたとき。

---

## 営利目的等でお使いいただく場合の申請手続き

---

「伊達市ブランドメッセージロゴマーク使用承認申請書」により、事前に使用申請を行っていただく必要があります。申請書は、伊達市ホームページからダウンロードしてください。また、使用期間は原則として1年となり、期間満了後は再度お手続きをいただく必要があります。

### 使用申請手続きの流れ

#### 1. 使用申請

※申請書と必要書類を添えて提出



#### 2. 審査



#### 3. 使用承認

※承認通知書を送付



#### 4. 商品等の提出

※商品または写真など



#### 5. 使用



---

## その他の注意事項等

---

- (1) ロゴマークに関する著作権は市に帰属します。
- (2) 取扱要領に違反したときや、不正な手段により使用の承認を受けたとき等にはロゴマークの使用ができなくなる場合があります。
- (3) 使用者がロゴマークの使用によって、生じる問題・トラブル等について、市は一切関与しません。また、ロゴマークの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合においても、市は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負いません。

---

## お問い合わせ

---

伊達市 総務部 秘書広報課

〒960-0692 福島県伊達市保原町字赤橋 180 番地

TEL:024-575-1113

FAX:024-575-2570

E-mail:[press@city.fukushima-date.lg.jp/](mailto:press@city.fukushima-date.lg.jp/)